

## 京都市告示第 49 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 7 日

京都市長 門川 大作

### 1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

### 2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市中京区饅頭屋町，七観音町，烏帽子屋町，鯉山町，山伏山町，菊水鉾町，了頓  
図子町，観音堂町，三条町，六角町，百足屋町，骨屋町，玉蔵町，西六角町，橋弁慶町，  
姥柳町，不動町，占出山町，天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町，柿本町，役行者町，町頭町，手洗水町，筍町，小結棚町，炭之  
座町，御倉町，衣棚町，釜座町，姉西洞院町，梅忠町，堂之前町，一蓮社町及び元法然  
寺町並びに下京区郭巨山町，月鉾町及び函谷鉾町の各一部

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)